

# 介護に従事する外国人の受入れ

**EPA（経済連携協定）**  
(インドネシア・フィリピン  
・ベトナム)

**在留資格「介護」**  
(H29. 9 / 1 ~)

**技能実習**  
(H29. 11 / 1 ~)

**特定技能**  
(H31. 4 / 1 ~)

制度  
趣旨

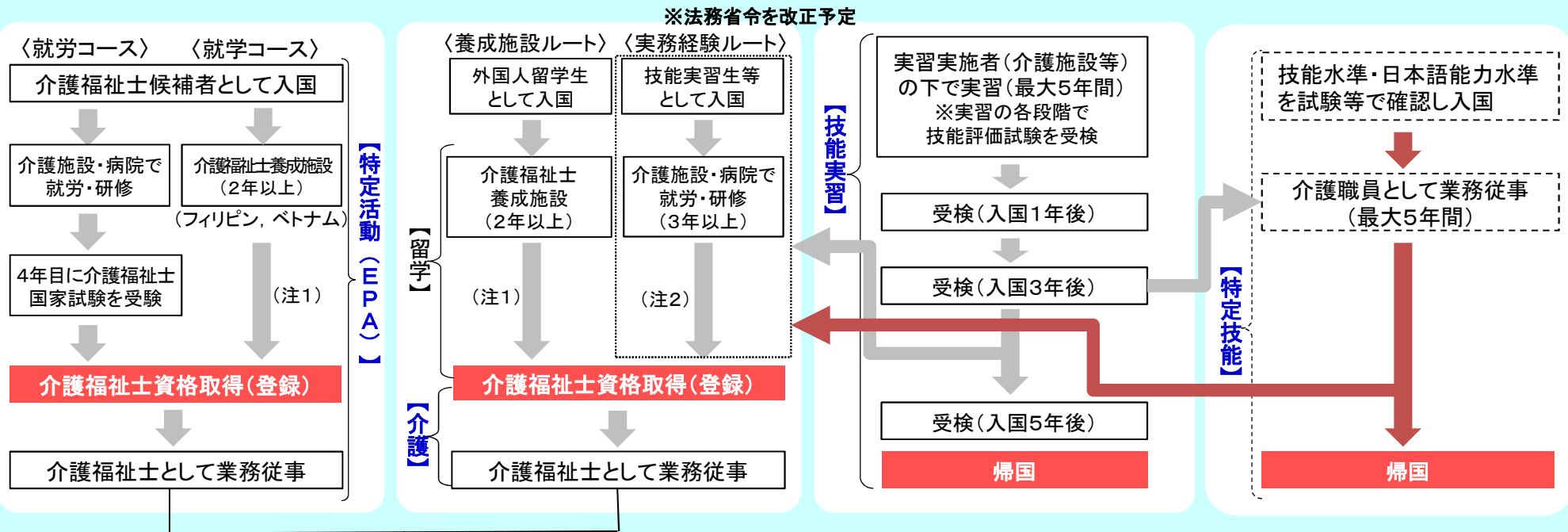
二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の  
外国人の受入れ

本国への技能移転

就労目的での  
即戦力人材の受入れ

受入れ  
の流れ



※【 】内は在留資格

(注1)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2)「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けた準備を進めている。